

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 香川県規則第27号

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和38年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和38年香川県条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき、<u>修学資金</u>の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定医療施設等)</p> <p>第1条の2 条例第3条第1項に規定する<u>規則</u>で定めるものは、次に掲げる施設等とする。 (1)～(3) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和38年香川県条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき、<u>看護学生修学資金</u>（以下「<u>修学資金</u>」という。）の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(修学資金の種類等)</p> <p>第1条の2 <u>修学資金は、第1種修学資金及び第2種修学資金とする。</u></p> <p>2 <u>第1種修学資金は、第1類及び第2類に区分する。</u></p> <p>3 <u>第1種修学資金第1類は、看護職員養成施設（学校を除く。）に現に在学している者で、将来、次条各号に掲げる施設等において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付けるものとする。</u></p> <p>4 <u>第1種修学資金第2類は、看護師の免許を受け、かつ、条例第1条に規定する修士課程（第3条第3号及び第15条第1項第7号において「修士課程」という。）に現に在学している者で、将来、次条各号に掲げる施設等において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付けるものとする。</u></p> <p>5 <u>第2種修学資金は、看護職員養成施設（学校に限る。）に現に在学している者で、将来、次条各号に掲げる施設等において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付けるものとする。</u></p> <p>(特定医療施設等)</p> <p>第1条の3 条例第3条第1項に規定する規則で定める<u>医療施設等</u>は、<u>県内の次に掲げる施設等</u>とする。 (1)～(3) 略</p>

(4) 市町又は県

(5)～(12) 略

(修学資金の額)

第1条の3 条例第3条第2項に規定する規則で定める修学資金の額は、月額5万円とする。ただし、同条第1項に規定する修学資金の貸付けを受ける者のうち准看護師養成所に在学するものにあつては、月額25,000円とする。

(利子の利率等)

第1条の4 略

2 略

3 月の途中において第1項の規定により適用される利子の利率が異なる場合における当該月の利子の利率は、年10パーセントとする。

(貸付契約)

第4条 知事は、条例第5条第2項の規定により修学資金を貸し付ける旨の契約を結ぶことを決定したときは、修学資金貸付決定通知書により申込者に通知する。

(借用証書の提出)

第6条 借受者は、修学資金に係る貸付期間が経過したとき（条例第6条第1項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる事由に該当して解除されたときを含む。）は、速やかに、修学資金借用証書を知事に提出しなければならない。

(4) 町

(5)～(12) 略

(看護職員の業務)

第1条の4 条例第3条第1項に規定する特定医療施設等のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる施設等とし、同項に規定する規則で定める業務は、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

(1) 前条第3号に掲げる施設 助産師の業務

(2) 前条第4号に掲げる施設等 保健師又は看護師の業務

(修学資金の額)

第1条の5 条例第3条第2項に規定する規則で定める修学資金の額は、月額4万円、月額6万円、月額8万円又は月額10万円のうち修学資金の貸付けを受ける者が選択する額とする。

(利子の利率等)

第1条の6 条例第3条第3項に規定する規則で定める率は、別表のとおりとする。

2 略

3 月の途中において第1項の規定により適用される利子の利率が異なる場合における当該月の利子の利率は、その適用される利子の利率のうち最も高いものとする。

(貸付けの決定)

第4条 知事は、条例第5条第2項の規定により修学資金の貸付けを決定したときは、修学資金貸付決定通知書により申込者に通知する。

(借用証書の提出)

第6条 借受者は、修学資金に係る貸付期間が経過したとき（条例第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事由に該当して取り消されたときを含む。）は、速やかに、修学資金借用証書を知事に提出しなければならない。

(貸付契約の解除の通知)

第8条 知事は、条例第6条第1項の規定により修学資金を貸し付ける旨の契約を解除したときは、修学資金貸付決定取消通知書により借受者及び連帯保証人に通知する。

(債務免除の申請)

第9条 借受者は、条例第7条第1項又は第2項の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還債務免除申請書に同条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(債務免除の通知)

第10条 略

(業務に従事した期間の計算)

第10条の2 条例第7条第3項に規定する業務に従事した期間の計算においては、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間を除くものとし、当該期間の計算は、特定医療施設等において業務の従事を開始した日の属する月から当該業務の従事を廃止した日の属する月までの期間の月数によるものとする。

2 前項の場合において、特定医療施設等における業務の従事を廃止した日の属する月に再び特定医療施設等において業務の従事を開始したときは、その月は1月として計算し、前後の期間を通算するものとする。

(免除することができる返還債務の額の計算)

第10条の3 条例第7条第3項に規定する免除することができる返還の債務の額の計算は、特定医療施設等において業務に従事した期間を修学資金の貸付けを受けた期間（条例第6条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除き、かつ、当該貸付けを受けた期間が2年に満たないときは、2年とする。）の2分の5に相当する期間で除して得た数値を修学資金の返還の債務の額（履行期が到来していない部分に限る。）に乗じて得た額によるものとする。

(返還)

第11条 略

(貸付けの取消しの通知)

第8条 知事は、条例第6条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消したときは、修学資金貸付決定取消通知書により借受者及び連帯保証人に通知する。

(債務免除の申請)

第9条 借受者は、条例第7条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還債務免除申請書に同条に該当する事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(債務免除の通知)

第10条 略

(返還)

第11条 略

2 借受者は、修学資金の返還の理由が生じた日（条例第7条第1項又は第2項に規定する債務の免除を申請した者は、その申請に対する通知を受けた日）から起算して15日以内に、返還計画書を知事に提出しなければならない。

3 略

（届出）

第14条 略

（1）～（4） 略

（5） 特定医療施設等において業務の従事を開始し、若しくは廃止し、又は就業先を変更したとき。

（6） 略

（7） 修士課程を修了した後、更に条例第9条第1項第3号に規定する博士課程に進学したとき。

2 略

（申請書等の様式）

第15条 略

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けについて必要な事項は、知事が定める。

別表（第1条の4関係）

2 条例第8条に規定する規則で定める期間は、次のとおりとする。

<u>修学資金の月額</u>	<u>修学資金を返還しなければならない期間</u>
<u>4万円及び6万円</u>	<u>修学資金の貸付けを受けた期間（条例第6条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。以下同じ。）の2倍に相当する期間</u>
<u>8万円及び10万円</u>	<u>修学資金の貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間</u>

3 借受者は、修学資金の返還の理由が生じた日（条例第7条に規定する債務の免除を申請した者は、その申請に対する通知を受けた日）から起算して15日以内に、返還計画書を知事に提出しなければならない。

4 略

（届出）

第14条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

（1）～（4） 略

（5） 特定医療施設等において看護職員の業務の従事を開始し、若しくは廃止し、又は就業先を変更したとき。

（6） 略

（7） 修士課程を修了した後、更に条例第8条に規定する博士課程に進学したとき。

2 略

（申請書等の様式）

第15条 略

別表（第1条の6関係）

1 条例第8条第1号又は第2号に該当する場合

区分	利子の利率
1 略	略
2 条例第9条第1項(第4号を除く。)又は第2項の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予されている期間	
3 特定医療施設等において業務に従事する期間	
4 1の項から3の項までに定める期間以外の期間	略

区分	利子の利率
1 条例第3条第1項の規定により修学資金の貸付けを受けている期間	年0パーセント
2 条例第9条第1項又は第2項の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予されている期間	
3 特定医療施設等のうち次の施設等以外の施設等において業務(条例第3条第1項に規定する看護職員の業務をいう。以下同じ。)に従事する期間 (1) 第1条の3第1号に掲げる施設のうち病床数が200床以上のものであって、次のいずれにも該当しないもの ア 病床数のうち医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床の数の占める割合が80パーセント以上である病院 イ 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条第1項に規定する国立ハンセン病療養所 (2) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第1項に規定する人材確保支援計画(以下「人材確保支援計画」という。)の対象となる町以外の町	
4 特定医療施設等のうち3の項の(1)又は(2)に定める施設等において業務に従事する期間	年3パーセント
5 1の項から4の項までに定める期間以外の期間	年10パーセント

2 条例第8条第3号に該当する場合

区分	利子の利率
1 条例第3条第1項の規定により修学資金の貸付けを受けている期間	年0パーセント
2 条例第9条第1項又は第2項の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予されている期間	

3 特定医療施設等のうち人材確保支援計画の対象となる町において業務に従事する期間	
4 特定医療施設等のうち3の項に定める施設等以外の施設等において業務に従事する期間	年3パーセント
5 1の項から4の項までに定める期間以外の期間	年10パーセント

第1号様式（第3条、第15条関係）

修学資金貸付申込書			
		年 月 日	
香川県知事 殿		本人氏名 ㊦	
看護学生修学資金の貸付けを受けたいので、香川県看護学生修学資金貸付条例の規定により、申し込みます。			
ふりがな氏		生年月日	年 月 日生
住 所		電話番号	
		現在の学年(年次)	第(年次生) 学年
看護職員養成施設又は大学院の研究科等	所在地	入学年月日	年 月 日
	名称	卒業又は修了の予定年月	年 月
希望貸付月額	円		
希望貸付期間	年 月から 年 月まで		
利率の利率	香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の規定による率		
卒業又は修了後の進路			
連帯保証人	氏名	㊦ 本人との関係	
	生年月日	年 月 日生	職 業
	住 所	電 話 番 号	
	年 収	円	
証 人	氏名	㊦ 本人との関係	
	生年月日	年 月 日生	職 業
	住 所	電 話 番 号	
	年 収	円	

第1号様式（第3条、第15条関係）

修学資金貸付申込書			
		年 月 日	
香川県知事 殿		本人氏名 ㊦	
看護学生修学資金の貸付けを受けたいので、香川県看護学生修学資金貸付条例の規定により、申し込みます。			
ふりがな氏		生年月日	年 月 日生
住 所		電話番号	
		現在の学年(年次)	第(年次生) 学年
看護職員養成施設又は大学院の研究科等	所在地	入学年月日	年 月 日
	名称	卒業又は修了の予定年月	年 月
希望貸付種別		希望貸付月額	円
希望貸付期間	年 月から 年 月まで		
利率の利率	香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の規定による率		
卒業又は修了後の進路			
連帯保証人	氏名	㊦ 本人との関係	
	生年月日	年 月 日生	職 業
	住 所	電 話 番 号	
	年 収	円	
証 人	氏名	㊦ 本人との関係	
	生年月日	年 月 日生	職 業
	住 所	電 話 番 号	
	年 収	円	

第5号様式（第4条、第15条関係）

修学資金貸付決定通知書		
		年 月 日
様		香川県知事 印
看護学生修学資金を次のとおり貸し付けます。		
決定番号	年 第 号	
看護職員養成施設又は大学院の研究科等の名称	第 学年（年次生）	
貸付金額	月 額 円	
貸付期間	年 月 から 年 月 まで	

第11号様式（第10条、第15条関係）

修学資金返還免除決定通知書		
		年 月 日
様		香川県知事 印
看護学生修学資金の返還の債務の免除について、次のとおり決定しました。		
決定番号	年度 第 号	
免除額	円	
免除理由		

第5号様式（第4条、第15条関係）

修学資金貸付決定通知書		
		年 月 日
様		香川県知事 印
看護学生修学資金を次のとおり貸し付けます。		
貸付種別		
決定番号	年 第 号	
看護職員養成施設又は大学院の研究科等の名称	第 学年（年次生）	
貸付金額	月 額 円	
貸付期間	年 月 から 年 月 まで	

第11号様式（第10条、第15条関係）

修学資金返還免除決定通知書		
		年 月 日
様		香川県知事 印
看護学生修学資金の返還の債務の免除について、次のとおり決定しました。		
貸付種別		
決定番号	年度 第 号	
免除額	円	
免除理由		

第12号様式（第11条、第15条関係）

返 還 計 画 書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
決定番号 第 号	
借受者	
住 所	
氏 名 ㊦	
連帯保証人	
住 所	
氏 名 ㊦	
連帯保証人	
住 所	
氏 名 ㊦	
次のとおり看護学生修学資金の返還の計画を提出します。	
返 還 金 額	円
借 用 金 額	円
貸 付 期 間	
免 除 を 受 け た 額	円
返 還 の 理 由	
返 還 発 生 の 年 月 日	年 月 日
返 還 方 法	月賦元利均等償還金 円ずつ
返 還 期 間	年 月から 年 月まで

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第12号様式（第11条、第15条関係）

返 還 計 画 書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
決定番号 第 号	
借受者	
住 所	
氏 名 ㊦	
連帯保証人	
住 所	
氏 名 ㊦	
連帯保証人	
住 所	
氏 名 ㊦	
次のとおり看護学生修学資金の返還の計画を提出します。	
返還金額(返還未済額)	円
借 用 金 額	円
貸 付 期 間	
免 除 を 受 け た 額	円
返 還 済 額	円
返 還 の 理 由	
返 還 発 生 の 年 月 日	年 月 日
返 還 方 法	月賦元利均等償還金 円ずつ
返 還 期 間	年 月から 年 月まで

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。



第15号様式（第13条、第15条関係）

修学資金返還猶予決定通知書	
	年 月 日
様	
香川県知事	印
看護学生修学資金の返還の債務の履行の猶予について、次のとおり決定しました。	
決 定 番 号	年 度 第 号
返 還 猶 予 額	円
猶 予 期 間	年 月 月から 年 月 月まで

第15号様式（第13条、第15条関係）

修学資金返還猶予決定通知書	
	年 月 日
様	
香川県知事	印
看護学生修学資金の返還の債務の履行の猶予について、次のとおり決定しました。	
貸 付 種 別	
決 定 番 号	年 度 第 号
返 還 猶 予 額	円
猶 予 期 間	年 月 月から 年 月 月まで

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に香川県看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第13号）による改正前の香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和38年香川県条例第15号）第5条第2項の規定による修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。